

愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書（案）別紙に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書（案）別紙」に関する質問への回答を整理して記述してあります。

| No | 別紙 番号 | 番号 | (番号) | その他 | 質 問 | 回 答 |
|-----|----------|----|------|-----|---|--|
| 001 | 3 | | | | 本一覧表は、基本協定書の調印当事者について、担当する業務を記載するものであり、本事業の全ての業務について、各業務を担当する企業を記載するものではない、との理解でよろしいでしょうか？ そうだとすると、第9条は、乙を構成する者が担当する業務、との趣旨での修正が必要だと思われませんが、いかがでしょうか？ | 前段については、ご理解のとおりです。平成19年9月28日公表の「愛媛県立中央病院整備運営事業 基本協定書(案)に関する質問回答」質問No.031をご参照下さい。後段については、ご指摘を踏まえ、第9条を以下のとおり修正します。 「乙は、SPCをして、本事業に関する各業務のうち乙が担当する業務を、・・・(以下同じ)」 |
| 002 | 4 | | | | この秘密保持に関する誓約書の有効期限は事業契約締結までで、事業契約締結以降は事業契約で規定される秘密保持条項が適用される、との理解でよろしいでしょうか？ | 別紙4の秘密保持の誓約書の期限は、第14条第2項に規定する第13条の有効期間と同期間です。 |
| 003 | 004 | | 4 | | (4)「裁判所」を「裁判所その他公的機関」としていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 公的機関の範囲を明確に定義づけることは困難なため、必要な場合には、その都度条文にあるとおり、相手方の書面による事前の同意を求めるとします。 |